

東京都立図書館協議会 第26期第6回定例会議事録

平成26年10月27日（月）

都立中央図書館4階 第2・3研修室

午後1時30分～午後2時47分

出席者名簿

委員

武山洋二郎委員 星野喜代美委員
坂倉 仁委員 岸田和明委員
近藤精一委員 齊藤一誠委員
原田久義委員

(欠席者)

押尾 勲委員
小池眞喜夫委員
岩崎久美子委員
梨屋アリエ委員
野末俊比古委員

都立図書館幹部職員

中央図書館長 管理部長 サービス部長
総務課長 企画経営課長 多摩図書館長
資料管理課長 情報サービス課長

事務局

企画経営係長 企画経営担当係長

配布資料

「読書活動の推進に向けた都立図書館の役割について」提言構成（案）

「読書活動の推進に向けた都立図書館の役割について－これまでの意見のまとめと今後に向けて」（第5回定例会資料）

第26期都立図書館協議会検討スケジュール

第26期東京都立図書館協議会委員名簿

東京都立図書館幹部職員等名簿

座席表

「江戸城本丸大広間－権力の舞台装置－」（「東京文化財ウィーク2014」参加企画展チラシ）

東京都立図書館協議会第26期第6回定例会

平成26年10月27日（月）

午後1時30分開会

【近藤議長】 それでは、皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから東京都立図書館協議会第26期6回定例会を開催いたします。

それでは、最初に事務局から、本日の配付資料の確認と情報公開等についてのご説明をお願いいたします。

【企画経営課長】 それでは、本日の出席の状況ですが、出席が7名、欠席が5名、星野委員は少しおくれたの到着となります。定足数は満たしておりますので、会は成立しております。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、「第26期東京都立図書館協議会第6回定例会次第」ということでA4が1枚、資料1、「『読書活動の推進に向けた都立図書館の役割』について』提言構成（案）」がA4で3枚つづり、ホッチキスどめとなっております。

次がA3資料で参考1、「読書活動の推進に向けた都立図書館の役割について」がホッチキスどめで3枚つづりとなっております。

同じくA3・1枚で、参考2となっているもの、「第26期都立図書館協議会検討スケジュール」、本日の資料は以上でございます。

その他、名簿、座席表、チラシについて机の上に置かせていただいております。

次に、この会の情報公開についてご説明申し上げます。

当協議会におきましては、会議は原則として公開としております。会議の内容は委員のお名前を伏して議事録を作成し、都立図書館のホームページ等により公開いたします。

本日の傍聴者はございません。よろしく願いいたします。

【近藤議長】 ありがとうございます。

それでは、議事に入る前に、本日の進行等につきまして事務局からご説明をいただきます。

【企画経営課長】 初めに、新たに館長として着任いたしました松山からご挨拶を申し上げます。

【中央図書館長】 中央図書館長の松山でございます。7月16日付で都立中央図書館長を拝命いたしました。この間、協議会の開催がございました関係で、ご挨拶ができませんでしたことをおわび申し上げます。

まず、皆様には、公私ともにご多用の中、当図書館協議会委員にご就任いただいておりますことを心よりお礼申し上げます。今期につきましては、「読書活動の推進に向けた都立図書館の役割について」をテーマといたしまして、これまで活発にご議論をいただいていたところがございます。読書は生活するために必要な言語力、表現力、読解力を育む上で重要でございますが、依然として子供の読書離れが課題となっております。

都では、現在、第三次東京都子供読書活動推進計画の策定に向けて検討を進めておりますが、当協議会からはお二方に第三次計画の検討会にもご出席いただき、貴重なご意見をいただいているところです。

また、現在、多摩図書館につきましては、移転に向けた準備とあわせまして、サービスの充実に向けた検討を進めております。都立図書館といたしましては、これらの動向を踏まえ、皆様から頂戴しました貴重なご意見をもとに、豊富な蔵書、司書の専門性といった強みを生かし、従来にも増して取組を進めていく所存でございます。

本日は、協議会提言の骨子についてご協議いただく予定となっております。委員の皆様のご活発なご議論をお願いいたしまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

【企画経営課長】 なお、館長兼管理部長でありました廣瀬は、館長の職務は外れましたが、引き続き管理部長ということでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。本日は都合により欠席をさせていただいておりますが、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、本日の次第についてご説明いたします。

本日の議事ですが、「『読書活動の推進に向けた都立図書館の役割について』提言構成(案)」ということで、案についてご議論いただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、本日、机上にチラシを置かせていただいたのですが、2日前の土曜日、「東京文化財ウィーク2014」参加企画展としまして、「江戸城本丸大広間」の展示を4階の展示室で開催しております。会議終了後にご案内いたしますので、もしお時間の許す方がいらっしゃいましたら、ぜひごらんいただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局からは以上です。

【近藤議長】 ありがとうございます。

今までの事務局の説明等につきましてご質問等ございますか。

それでは、早速、本日の会の次第に従いまして議事に入らせていただきたいと思います。

本日の議題は、ただいま説明がありましたように、「『読書活動の推進に向けた都立図書館の役割について』提言構成（案）」についてでございます。

前回の会議におきまして、提言につきましては参考資料1の方向性でまとめることを決定しているわけですが、それをもとに作業部会でご検討をいただきまして、より具体的な構成（案）として本日ご提示させていただきます。

この間の作業の進め方、流れにつきまして、同じく事務局から説明をお願いしたいと思っております。

【企画経営課長】 前回の定例会から本日までの流れについてご説明申し上げます。

ただいま議長からご説明いただきましたとおり、前回の会議で提言について参考資料1の方向性で取りまとめることで決定していただきました。その後、提言取りまとめに向け、作業部会を先に開催したほうがより実務的な検討を進めやすいのではということで、9月4日に作業部会を開催いたしまして、そこで提言の具体的な構成、内容、スケジュールなどをご協議いただきました。

本日、作業部会よりご提示いただくものが資料1のものでございます。内容につきましては、この後、作業部会長であります岸田委員のほうからご説明いただきたいと思います。

事務局からは以上です。

【近藤議長】 ありがとうございます。

では、早速、岸田委員にご説明いただくわけですが、その前に今後のスケジュールを少し確認させていただきたいと思っております。これも事務局のほうからよろしいですか。

【企画経営課長】 では、今後のスケジュールについてご説明申し上げます。

参考2の検討スケジュールの資料をごらんください。

本日、提言構成（案）についてご協議をいただきまして、それを踏まえまして作業部会で提言作成の作業に入らせていただきます。次回、第7回定例会で提言（案）としてお諮りしまして、皆様にご議論いただきます。その後、それに対して微修正を経まして、最後、第8回の定例会で提言手交という流れになります。以上です。

【近藤議長】 第7回に提言ということでございますので、そうしますと、内容について協議するのは実質今日が最後ということですのでよろしいですね。わかりました。

それでは、早速でございますが、岸田副議長から作業部会の内容につきまして、資料1に基づいて説明をお願いしたいと思っております。

では、よろしく願いいたします。

【岸田副議長】 作業部会を代表しまして、岸田のほうから資料1の説明をさせていただきます。

重要な部分ですので、ほとんど読み上げさせていただきまして、必要に応じて私のほうで補足するという形をとらせていただきます。一言一句ご注意ください。

まず、1の「留意事項」です。「対象は乳幼児から社会人、ただし、読書習慣定着の観点から、特に児童・ヤングアダルト（6～18歳）に重点を置く」。「『読書活動』には、単に本を通読するだけでなく、調べ学習や課題解決のために資料を（部分的に）参照することも含む」。「学校や学校図書館、区市町村図書館の役割を踏まえ、読書活動推進に必要な都立図書館の機能・サービスを考える」。以上が留意事項で、これは合意が得られていると考えます。

次の「提言骨子」でございますが、先ほどからありますとおり、ここでの定例会での議論を踏まえまして、作業部会のほうで4点をまとめました。議論の内容を部分的には解釈、そしゃくし、部分的には少し加えた部分もございますので、そこら辺はご注意いただければと思います。

4つありますが、1、「都立図書館は都民の読書活動を推進するため、『都道府県立図書館』としての区市町村図書館や学校図書館の支援（間接的なサービス）を拡充するとともに、都民に対する直接的なサービスについてもより一層展開していく必要がある。直接的なサービスと間接的なサービスは有機的に結びつくことが必要であり、後者の拠点のひとつとして、新多摩図書館を位置づけることを視野に入れるべきである」。

何回か出てきたお話なんですが、都立図書館は都道府県立図書館の1つでありますから、図書館情報学の通例に従えば、そこに書かれている間接的なサービスに重点を置くべきなんですけれども、多摩図書館が新しくできることもあり、より直接的なサービスを都民にすべきだという議論がございました。それを反映させております。間接的なサービスと直接的なサービスをきちんと仕分けた上で、読書活動の推進に向けた役割を考えていくというのが提言骨子の1番の柱でございます。

2、「子供（児童・ヤングアダルト）の良質な読書習慣を育むためには人的資源が重要であり、都立図書館は、研修の開催や講師派遣などを通じて、このための人材育成に貢献しなければならない。また、読書活動の推進における公立図書館の機能や役割について、生涯学習活動への寄与をも念頭に置きつつ、研究を進めていくべきである」。

2番目に関しましては、前半部分が子供、後半部分が成人という区分けになっております。子供に対しては、この定例会で出ましたように、まだ十分な知識、人格を持っていないわけですから、大人がいかにサポートするかが重要でありまして、そのためには人材育成が必要で、それに対して都立図書館は貢献していくべきだというのが前半部分です。後半部分は、大人に対してはそれなりと言うとおかしいんですけども、サービスをやはりしていくべきでありまして、特に「研究」と書かれているのは、都道府県立図書館が図書館サービスに対する研究をする役割を持っていることから、このような「研究」という文言を入れて、さらにいろいろなことを考えていただきたいということで、作業部会でこういう文言を入れさせていただきました。

3番目ですが、「地理的に遠隔な都民に対して都立図書館機能の利用可能性を高めるには、インターネットを活用した電子的な図書館サービスが欠かせない。電子書籍の普及をも鑑みつつ、電子的なサービスの一層の拡充に努める必要がある。また同時に、インターネットの利用技術の変化（スマートフォンの高度化・普及など）に対応したデジタルデバイド解消のための方策を検討すべきである。」ということで、インターネットと電子書籍の話はこの定例会で何回か出てきたお話です。これについて盛り込みました。

そこに書かれていますとおり、遠くに離れた人に対してはインターネットあるいは電子書籍が1つの切り札になるわけですから、この定例会の最初からそういう話はあったと思うんですけども、その部分で都立図書館の役割が考えられないかということでございます。あと、キーワードとしては「デジタルデバイド解消」でして、こういった技術が進めば、当然そういう技術を使えない人が存在するわけですので、そのような人々に対してもサポートが必要であり、そのためにこのキーワードを含めさせていただいた次第です。

4番目の柱が、「読書活動の推進を効果的に図るには、『家庭』『学校』『地域』との直接的・間接的な連携を深めることが重要であり、そのためにこれらの連携を視野に入れた機能・サービスの拡充を図る必要がある。可能な限り数多くの都民に対して、それらを利用する機会を提供すべきであり、そのためには（拡充した機能・サービスの）一層の周知（PR・広報）に努めなければならない。」ということです。

学校に関しましては、区と市の教育委員会の方にも出ていただいていますし、高校の校長先生にも出ていただいているとおりでして、これは今回の1つの目玉なのですが、順番的にまず家庭があって、学校があって、地域という、そういうキーワードの順番にはなっておりません。ここら辺の連携というのが再三、再四、この定例会で議論されたところでありまして、せっかく都立図書館が高度なサービスを提供しているのに、現場の教員、教諭の方が知らないのは問題ではなかろうかみたいな話もあったわけですし、そこら辺のことを含めまして、最後のほうにPR・広報の重要性が文言として入っている次第です。

以上が作業部会でいろいろな議論を組み合わせ、4つの柱にまとめたところでございます。

それを受けまして、続きまして、実際の提言の構成についてのご説明をさせていただきます。2ページ目、3ページ目にかけて、左側に目次、右側にそれに対応した「内容または要点」という形で表がございます。

大きく4章構成になっています。「はじめに」は初めになんですけれども、この中で5番目に「提言」というのがございまして、ここで先ほど読み上げさせていただきました2の「提言骨子」をそのまま入れ込む形にしたいと作業部会では考えています。つまり、いろいろこういった提言とか報告書のスタイルはあると思うんですけれども、忙しい人はI章だけ読めば十分提言の意図がくみ取れるということを考えて構成とさせていただきます。IIが都内における読書活動の推進の現状、IIIが都立図書館の読書活動推進の現状でありまして、これが現状把握という部分です。それを受けまして、IVのさらなる読書活動に向けてということで、提言にそれぞれ説明を加えて、広く深く解説するという形になっています。以上が全体的な構成です。

以下、後で少しご議論いただくので、内容または要点について簡単にご説明いたします。

2ページ目に戻っていただきまして、「読書の必要性」というのがまず1節でございます。これはいいと思うんですけれども、なぜ読書が必要なのかという話です。次に、「読書環境の変化と現状」を説明する予定です。

「日本および東京都の読書の実態」につきまして、毎日新聞社の読書世論調査、学校図書館協議会調査を参照して、また、東京都教育委員会のほうでかなり大規模な調査が行われておりますので、それを参照しつつ、読書の実態についてまず押さえるということです。それから、これは白書類を参照するかどうかは、もしかするとそれほどやらないかもしれないんですけれども、インターネット・情報技術の発達の影響、電子書籍についてここで

押さえておきます。

それから、3が「読書活動推進のための施策」ということで、第2 1期提言を参照いたします。これが平成15年に出たものです。その要約を行います。

それから、先ほど館長からご説明があったとおり、東京都のほうで第三次子供読書活動推進計画の策定を進めていらっしゃるわけですが、第一次、第二次が当然あるわけですし、そこら辺でどういった計画が立てられたかということをご簡単にレビュー、概観いたします。そこで出てくる話としては、先ほどありましたけれども、学校段階の進行に伴う読書離れの傾向がまだまだ未解消であるとか、そういった話が出てきます。

そして、4に「読書活動推進における都立図書館の現状」ということで、それではどういったサービスが現在都立図書館で行われているかを4の節で展開いたします。そのときに、この定例会で何回か都道府県立図書館の役割とは何か、区市町村立図書館との役割の違いは何かという話が出てまいりましたので、Ⅲ章、Ⅳ章にかけて都道府県立図書館の役割と機能をご簡単に、これは図書館学の教科書ではありませんから逐一解説するつもりはございませんが、このようなことを押さえておきたいと考えています。

それを受けて、自然な形で提言が出てくるというのはまだまだⅠ章のレベルでは難しいんですけども、先ほど申し上げましたとおり、5のところでは提言の骨子を、先ほどのところをそのまま入れ込みたいと考えております。

Ⅱが「都内における読書活動の推進（現状）」ということで、東京都教育委員会の調査のことについては先ほどお話ししましたが、かなり詳しい調査をされているわけですので、その要約をここに掲載したいと考えております。

それから、先ほど申し上げましたとおり、今期にしましては特に港区と八王子市の教育委員会の方、それから高校の校長先生に出ているわけですので、ぜひともこの2と3に、それぞれの事例をこの定例会で報告していただいたんですけども、それを入れ込みたいということでございます。これはそれぞれの委員にお認めいただかなければなりませんので、こちらの作業部会としての希望ということでお考えください。かなりよい事例だと作業部会のほうでは考えておりますので、ぜひともそういう事例を2のところに入れ込みたいということでございます。

Ⅲにしましては、この定例会の中でいろいろ出てきたように、都立図書館は日本の中でもかなり先進的なサービスを行っているわけですから、それがどういうふうになっているかというのをきっちりここで示したいということでございます。1が「都立図書館の機

能とサービス」、2が「読書活動推進のためのこれまでの取組」です。そして、それを受けまして「都立図書館の課題」ということで、IVの提言と重複する部分があるので、3の課題はどのように書くかはまだ作業部会のほうで明確化していないんですけれども、もしかするとちょっと順番的に後先になる可能性もあって、3の書き方はまだ確定していませんけれども、課題が3番に上がってきます。そうしたもろもろのことを受けまして、提言の展開をIV章でいたします。これは読み上げさせていただきます。

1の「提言」、「骨子1の間接サービス」ですが、「協力貸出、レファレンス支援、横断的蔵書検索サービスなどの基幹的サービスを着実に実施するとともに、読書活動に関する資料や情報の拠点としてさらに情報収集、発信が必要である。また、学校に対する図書館利用教育の支援や、調べ学習のための資料提供の仕組み作りの必要性について検討する」と今日の時点ではさせていただきました。

「骨子1の直接サービス」ですが、「新多摩図書館を拠点とした、自発的な読書活動を支援する場と機会の提供（例 図書館主催事業の実施や、読書会、勉強会等のためのスペースの提供 等）」ということです。

「骨子2」につきましては、「都民の読書を、『質』『量』の両面でより改善していくための方策の実施および研究が重要である。特に、読書の質を高めるには、人的な支援の拡充が必要不可欠である。先導的なサービスを実践し、その手法を普及するといった取組が必要であるほか、区市町村図書館や学校教職員を対象とした研修の更なる工夫が必要である。また、都立図書館の司書の資質向上も絶えず行わなければならない」、これが骨子2でございます。

「骨子3」につきましては、「インターネットを通じて東京都全域にサービスが行き渡るよう努力すべきである。特にウェブを活用した資料紹介（利用者向け）や、調べ学習に資するウェブコンテンツの公開（教職員、生徒向け）を拡充すべきである。また、現行の普及啓発資料（「羅針盤」「扉を開けて」等）も、より一層の活用の幅を広げるため、Webを活用することが望ましい。「Web」は片仮名ですかね。「ウェブを活用することが望ましい」。失礼しました。気づきませんでした。片仮名だと思います。

「骨子4」、「都立図書館のサービスを周知させることによって、家庭・学校・地域との連携を一層深める努力が必要である。より見やすく使いやすいホームページの改善や、対象者別（教職員、中高生、乳幼児の保護者、区市町村図書館、子供読書関係者）の効果的な広報に向けた検討が望まれる」。すみません。これは「図書館」でいいのかな。「図書館

利用者」なんですかね。

IV章に関しましては、先ほど申し上げましたとおり提言を展開するんですが、今読み上げさせていただいた文言をもとに、これを膨らませる形でIV章にしようと考えておりますので、後ほどご意見——これが足りないですとか、そういうのをいただければと思っております。もちろんほかの部分もご意見をいただくわけですが、ここの提言をどこまで膨らませることができるかというのは作業部会のほうでも心配しているところでありまして、お知恵を拝借できれば幸いです。

以上、簡単ではありますが、私のほうからの説明を終わらせていただきます。

【近藤議長】 ありがとうございます。

それでは、作業部会は全員で4名で行われたわけですが、きょうは作業部会の齊藤委員が来られておりますので、何か補足すること等、また、追加することがございましたら、いかがでしょうか。

【齊藤委員】 今、岸田委員が報告していただいたとおりですが、最後の「子供読書関係者」というのは、子供の読書を指導しておられるような方々ということで話し合いました。

【近藤議長】 「子供読書関係者」というのは、子供の読書を指導する立場にある方々ということですね。わかりました。

それでは、ただいまご説明のあったことをもとにいたしまして、最初に「提言骨子」、その後は時計文字のⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳということで、それぞれ別々にご協議させていただきたいと思っております。

まず初めに、2の「提言骨子」というところについてご協議いただきたいと思います、骨子についてはこれでよろしいですか。

【坂倉委員】 岸田先生を初め作業部会の方々、我々の議論をよくまとめていただきまして、本当にありがとうございます。

ちょっと確認なんですけれども、骨子の1番のところでは2つに切れて、前半では間接的なサービスの拡充とともに、直接的なサービスもより一層という形で、間接的なサービスが先に書いてありましたよね。後ろ側は直接的なサービスと間接的なサービスと逆になっている中で、「後者の拠点のひとつ」と出てくるんです。3ページを見ると、要するに新多摩図書館に求めているのは直接的サービスの拠点なんです、ちょっと誤解するんじゃないかなと思ったんです。その「。」で切れている前のことを言っているんでしょうけれども、

形容詞として「直接的なサービスと間接的なサービスは有機的に」と来てしまうと誤解するんじゃないかなと思うので、言葉の座りとして「間接的なサービスと直接的サービス」という言い方は余りしないんですけども、そう書いておいたほうがいいんじゃないのかなとちょっと思ったところです。

それは小さなことなんですけど、それに関連して、我々の提言というよりは都立図書館側に少し確認しておきたいんですが、新図書館の位置づけとしてこういった直接的なサービスの拠点となって、おはなし会とか、読書会の拠点となることはすごくいいことだと思うんです。この1番とは関係ないんですけども、2番とか4番から類推されることは、今回の提言は非常に子供とか地域ということが強く出てくると、本の収集や提供にしても、極端に言えば児童書みたいな感じがするんですけど、今、多摩図書館はマガジンバンクで売っていますよね。どちらかというと、それはヘビーユーザーといいますか、割とコアなユーザーを対象にしているんですね。そこのところで、児童とは言っていないけれども、より利用しない方々に利用してもらうという方向は私としてはすごく賛成なんですけれども、方向性として整合がとれていけるのかどうか。極端に言えば、それぐらいだったらもう1館つくれよとか、いろいろ言われるんじゃないかなと思うので、この方向でいいと思うんですけども、そこらあたりの整合をどのようにつけるかちょっと聞きたいなと思いました。

もう1点、「子供」の概念なんですけど、「6～18歳」はいいと思うんですけども、参考資料では「児童・青少年」という言い方をしています。こちらの「提言骨子」のほうでは「児童・ヤングアダルト」。多分これは梨屋先生の強い思いを反映したと思うんですけども、「6～18歳」だと、児童福祉法で言えばもう「児童」だけで済むんですよ。「青少年」というと20歳まで行ってしまう。それもおかしいんですけど、一方で「ヤングアダルト」の概念は私はわからないんですけども、その辺のところはどっちがいいのかなと。もちろん狭義では、我々の関係で言うと子供というのは、小学生が児童で中学生が生徒ですから、児童・青少年でもヤングアダルトでもいいんですけども、この辺のところ、インパクトとしてどっちがいいのかなというのを皆さんでちょっと検討してもらったほうがいいかなと思いました。内容的にはすばらしいと思っていますので、ちょっとつまらないことですけども。1つは、都立さんのほうに「大丈夫？」という感じでちょっと聞きたいなと思いました。

【岸田副議長】 じゃ、一番最初の。すみません。これはもうご指摘が正しくて、わかりづらい文章になっております。ご指摘の骨子の1番目の上から3行目、「直接的なサービ

スと間接的なサービス」は入れかえないと通りませんね。ありがとうございました。そこは直させていただきます。入れかえます。

【近藤議長】 2点目はちょっと重いので、3点目のほうに行きたいと思いますが、3点目のいわゆる子供、ヤングアダルトだとか、児童だとか、青少年と言っているわけですが、ここはどういうふうに押さえておきますか。

【武山委員】 私も送ってきていただいた書類を読んでいると、「ヤングアダルト」というのはどうもぴんとこなかったんです。たまたま辞書を引いてみましたら、古い辞書には載っていませんでしたが、三省堂の新明解の国語辞典には「ヤングアダルト」という一言が載ってまして、それは10代後半から20代前半のことを言うということになっていました。そうすると、18歳までのところで入らないことはないんですけども、どうも言葉としてぴんとこないようなところがあるんです。坂倉先生が言われたように、参考1のところの中では「児童・青少年（6～18歳）」、これのほうがりんとくるような印象を持っています。

【近藤議長】 この件についてはほかにいかがでしょうか。

都立図書館としては何か考え方があるんですか。ここはどこを対象にしているという。

【企画経営課長】 都立図書館では、従来、やはり「児童・青少年」という言葉を使ってきてまして、梨屋委員からご指摘というか、今のその年代の子供たちが自分たちのことを青少年と言われて、自分たちのことだと認識するのかといったような問題意識だったかと思うんですね。そのあたりをどうするかというのは都立図書館としてもなかなか難しいところではあるんですが、武山委員がおっしゃるように、「ヤングアダルト」という言葉も図書館界ではたびたび出てくる用語ではあるんですけども、じゃ、一般の方にどれだけ印象として伝わるかというのがありますので……。

【岸田副議長】 ここで定義を議論してもと思うので、「青少年（ヤングアダルト）」で「6～18歳」を取っちゃうというのはどうですかね。「児童・青少年（ヤングアダルト）」くらいにして。提言の中で6歳～18歳だよときちんと明示的に決める必要もないと思いますし、そこら辺を重視しているんだよというのが「留意事項」として上がれば個人的にはいいような気がする。「青少年」を表に出したほうがわかりやすいというご意見があったので、確かにそうかもしれないので、それくらいで。

あと、「留意事項」以下をどうするかというのは、書きぶりというか、書き方なんですけれども、とりあえず「留意事項」の部分は「児童・青少年（ヤングアダルト）」とする。「6

～18歳」が必要かどうかわからないので、必要だったら残してもいいんですけども、個人的には取っても問題はなかろうかと思う次第です。

【近藤議長】 いかがでしょうか。

これはこれから作業を進めていく中で、そこでお任せするということでよろしいですかね。

では、そういうことで進めさせていただきたいと思います。

2点目のちょっと難しい問題ですが、もう一度おっしゃっていただけますか。

【坂倉委員】 1番と2番、4番、関係ないんですけども、うちの提言から出てくると、今言った子供たちとか、地域にとなってくると、新しい図書館に求めるのは、ここに書いてあるようにおはなし会とか、図書館からの企画という形になってくるわけですね。それと今の図書館の性格とは必ずしも——不整合じゃないんですけども、どちらかというと今多摩はいわゆるマガジンバンクで非常に雑誌類を充実して、言ってみれば使う人はややコアだと思うんですよ。

そのときに、我々は提言だから「こういうふうにしてほしい」でいいんですけども、東京都さんのほうでそれが並行してできるという形で整理していただければもちろんそれでいいんですけども、いろんな方から、じゃ、マガジンバンクは縮小するのかとか、だったらつくれとか、そういう形で言われたときにうまく落とせますかと。その辺の新図書館の性格の位置づけについて、どんなふうにこの我々の提言を、このまま出たときに受けとめられて大丈夫ですかという余計な心配なんですけれども、ちょっとそんな思いなんです。

【近藤議長】 新多摩図書館の性格がちょっと変わるということなのかな。

【企画経営課長】 役割が変わるわけではないですので、この提言のでき上がりを見つ、もしマガジンバンクのことが何か誤解を受けるようなことがあれば、少し説明を加えとか、何かしていただければと思いますので、その点、ちょっと気をつけながら提言の完成を見たいと思っております。

【近藤議長】 よろしいですか。

【坂倉委員】 これでいいんですけども、ちょっと心配しただけです。

【中央図書館長】 もともと児童・青少年という1つの大きなカテゴリーのほうに力を入れてきていますし、その分野でもかなりいろいろやってきていますので、大丈夫だと思っています。

【齊藤委員】 マガジンバンクとしての性格を、再確認の意味ではっきり打ち出しておいたほうがいいということですか。

【坂倉委員】 いや、そうじゃないんです。逆に言うと、少しマガジンバンクが強く出すぎているからこれでいいと思うんですけども、落とすところが大変かなと。今、中央図書館長が言った、こっちもあるんだよというあたりが今度は並行になるんでしょうけれども、これまでマガジンバンクがすごく強く出ていたので、マガジンバンクを期待した人はそれがどうなっちゃうのかなと誤解をしないかなというそれだけなので、我々の提言としてはこれでマガジンバンクに触れることはないと思います。東京都さんのほうでうまく整合してくれればいいと思います。

【近藤議長】 それでは、骨子についてはほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この骨子に基づきまして、次、構成のほうに入っていきたいと思いますが、2ページを開いてください。

まず、「はじめに」についてでございます。ここではこの協議会のテーマの背景とか、都立図書館のこれまでの取組等についての振り返りといいたいでしょうか、そうしたことが示されているわけでございますが、ここにつきましてご意見、ご質問等がありましたらお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

では、ここはよろしいですか。

【岸田副議長】 1点確認でよろしいですか。

第三次東京都子供読書活動推進計画のタイミングがよくわかっていないんですが、どうすればよろしいんでしょうか。入れるんですね。

【地域教育支援部管理課長】 タイミングというのは、その出すタイミングということですか。

【岸田副議長】 というか、そちらの第三次のほうの策定に応じてこちらの内容が変わってくるんですけども、どの時点でフィックスか決めてこちらの提言をつくれればいいのかという、そちらとの関連をどうしたらいいのかというお話です。

【地域教育支援部管理課長】 今、委員会のほうで年内に中間のまとめをするような形で考えております。パブリックコメントを実施しまして、年度内に出していくような予定なので、今見させていただいている日程から言うと、子供読書計画のほう若干早いのかなとは思いますが。

【近藤議長】　　今のは、年内に中間報告を出して、年度内に正式な報告が出るということによろしいわけですね。

【地域教育支援部管理課長】　　はい。

【岸田副議長】　　じゃ、余り参照はできない、しなくてよいと。中間まとめは参照してもいいんですかね。

【地域教育支援部管理課長】　　はい。公表する予定でございます。

【中央図書館長】　　東京都の行政計画の場合は、中間のまとめから最終まとめまで大きく変わることはほとんどありませんので、余りそれで変わっても困りますし。だから、中間まとめのほうは時期的には大分早いんじゃないかと思えますけれども。

【岸田副議長】　　じゃ、それを作業部会のほうで入れ込むことにいたします。いいんですよね。

【企画経営課長】　　1 2 月中にはこちらの提言の文案ができ上がってしまう感じですので、それですと、参照は可能なのかと思ったんですけれども。

【岸田副議長】　　そうすると、作業部会のほうにお任せいただくということでいいですか。そのタイミングの問題はありますので、中間まとめだと、先ほど館長がおっしゃられたように参照しても大丈夫ということなんですけれども、それ以前にはちょっとどうなのかなという気がするので、そこら辺のタイミングは作業部会のほうにお任せいただいて、さじかげんをさせていただくということによろしいですかね。

【近藤議長】　　そういうことによろしいですか。では、そうさせていただきます。

それでは、次にⅡ番目の「都内における読書活動の推進」でございますが、これは東京都全体の状況ということでまとめられているわけでございます。1 点目に「東京都教育委員会の調査の要約」ということでございますが、これはもう順調に進んでいるわけですね。

【岸田副議長】　　調査は終わっていますよね。

【近藤議長】　　終わっているわけですね。

続いて、港区、八王子市さんの事例、そして、各学校の事例ときているわけでございますが、ここにつきましては、八王子市さんがいらっしゃいますけれども、いかがでしょうか。

【坂倉委員】　　先ほど岸田先生からすべていい事例だとお聞きしましたけれども、それがどうかは八王子の場合はわかりませんが、載せさせていただくことについては異存はございません。

【近藤議長】 じゃ、よろしく願いいたします。

きょうは港区さんも見えていませんけれども、この確認はよろしいんですね。

【企画経営課長】 はい。事務局のほうで。

【近藤議長】 学校等から来てございますが、武山委員、いかがですか。

【武山委員】 特に問題はありません。

【近藤議長】 星野委員、いかがですか。

【星野委員】 問題ありません。

【岸田副議長】 そうしますと、今お認めいただいたんですが、あと1個、手順はどういたしますかね。いただいた定例会用の資料に基づいて作業部会のほうでつくって、それを一度それぞれの委員の方に該当部分をごらんいただくということでもよろしいでしょうか。では、そのように作業を進めさせていただきます。

【近藤議長】 それでは、繰り返しますが、そうしたことで進めさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、その他、Ⅱにつきましてはございますでしょうか。

それでは、Ⅲのほうに入らせていただきたいと思います。Ⅲの「都立図書館における読書活動の推進」は都立図書館のこれまでの取組に絞って記しているわけでございますが、これでよろしいかどうかということについてご意見等をいただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ありがとうございました。

今、Ⅲまで順調に終わってきたわけですが、この後、Ⅳに入るわけでございます。Ⅳの前に休憩ということになっていますが、ちょっと早いので休憩はとらないで進めてもよろしいですか。事務局、よろしいですか。

【企画経営課長】 はい。

【近藤議長】 それでは、Ⅳのほうに入らせていただきます。Ⅳは「さらなる読書活動の推進に向けて」ということでございますが、これが提言部分になります。

まず、「骨子1の間接サービス」についてでございますが、区市町村図書館または学校を通じてという意味で間接サービスとしているわけでございます。都立図書館としてとても重要な部分かと思っておりますので、これにつきましてもご質問、ご意見等がございましたらお伺いしたいと思います。ここは、間接サービスも直接サービスも同じように一緒に議論させていただきたいと思っております。

【岸田副議長】 これは文字として入っているというのが重要だと思いますので、もしそれぞれの委員の皆様のお立場で抜けているものがあれば、作業部会に教えていただければありがたいと思います。これは要らないとかいう意見ももちろんですけども、特に抜けをちょっと気にしています。

【近藤議長】 きょうは委員の多くの方が欠席されているものですから、事務局では正確に記録をとっているかと思いますが、事務局からごらんになって何かこれについてございますか。ここは抜けているというようなことが。

【企画経営課長】 いえ、大丈夫です。事務局としては問題ないです。

【近藤議長】 そうですか。それでは、このサービスのことにつきましてはよろしいですね。

では、次に、骨子2の人的な支援等についてご意見等をいただければと思います。

先ほど骨子の説明でもちょっとあったのですが、「研究」という語句が入ってきているわけでございます。岸田委員、ちょっとこの「研究」ということについてご説明いただければありがたいなと思っております。

【岸田副議長】 先ほど申し上げましたとおり、都道府県立図書館というのは区市町村立図書館の上にある図書館であって、さまざまな研究活動も実は重要でして、都立図書館さんのほうでもなさっていると思うんです。それで、特に読書については、先ほどありましたように、教育委員会のほうとも連携していろいろな施策を進めていかなければならないんですけども、そのときにやはり「研究」という文言があったほうがいろいろ発展性があるだろうという意見が作業部会の中で出まして、特に異論なくここに盛り込んだという経緯でございます。

【近藤議長】 これは、図書館の役割として研究的機能もぜひ持っていただきたいということですね。

【岸田副議長】 恐らく現在あると思っております、そこを強調したというふうにご理解いただければと思います。

【企画経営課長】 いわゆる大学の先生がなさっている学術的な研究というイメージではなくて、どちらかというと現場で先進的な事例とか、課題に対応した実践を研究というふうに捉えて、それをまたさらに、都立ですので、区市町村とか学校にそのスキルや内容を普及していくのが都立の役割だろうと捉えておりますので、これについては入っていてもよろしいかと思います。

【近藤議長】 ありがとうございます。

齊藤委員、作業部会委員としてここまでで何かコメント等がございますか。

【齊藤委員】 ございません。

【近藤議長】 それでは、淡々と進んでいるんですが、これで事務局のほう、よろしいですか。

【坂倉委員】 ちょっと1個だけ。一番最後のところに「都立図書館の司書の資質向上を絶えず行わなければならない」とあえて入れているのはどんな意図があるのかちょっと聞きたいと思うんです。前のほうにあった、区市町村図書館とか学校を指導していくためという形で、今、司書としての能力はあるけれども、そういうところもというのならわかる気がするんですけども、ちょっと離れている中であえて何で書いているのかなど。予算をとるためとかならいいんですけども、能力は十分あるのかなと思ったので、それを書いているのはどんな意味なのかなとちょっと思ったんです。

【近藤議長】 これはいかがでしょうか。作業部会のほうからでよろしいですか。

【齊藤委員】 司書の方々は能力があっただ活躍をされているんですけども、やはりこれから直接的なサービスを広めていくときに、そういった能力が最大限活用されることが望ましいというような話の中から出てきたことだと思います。

【坂倉委員】 一対一で教えたり、レファレンスの能力はあるけれども、それを全体に伝えたり何かしていくというあたりで、うまい方もいらっしゃるけれども、そういった調整的な能力というあたりをもうちょっと磨くことも必要だという形を投げているような感じの捉え方でいいですか。

【齊藤委員】 そこまで具体的なことまでには踏み込んで話していません。

【多摩図書館長】 司書サービスをやっていると、ただ単に講義とか、テキストとかを利用しただけのものではなかなか伝わらないのかなということで、実際、直接サービスをやっていますので、学校の方に対してこちらが職員を講師として送ったりとか、図書館のほうに児童・生徒が来て学校に対してそういうサービスをやったりしているんですけども、直接子供に対するサービスで、子供たちの反応もありますので、それに対してどうこちらが教えていくかという、そういうスキルのなものもかなり必要だと思っていますので、そういうサービスの質の向上も大事かなと思っています。

【近藤議長】 そうした意味での司書の資質向上ということですね。わかりました。

では、骨子2についてはよろしいですか。

では、続けまして、骨子3のほうに入らせていただきたいと思います。骨子3につきましては、インターネット等を活用した図書館サービスの拡充ということでございます。これも今期の提言の特徴的なものになるかと思っておりますので、ご意見等がございましたらお伺いしたいと思います。

【岸田副議長】 ちょっと私のほうからよろしいですか。多分ここが作業部会として一番書きづらい部分でありまして、それは前回の定例会でもありましたとおり、電子書籍に対する取組を都立図書館さんがどこまで考えるかというのがわかっていないので。それで、今ここでというわけでもないんですが、作業部会で議論するとき材料が欲しいんですね。

現在、ご紹介があったように、館内で端末を配布してというのは我々は把握しているんですけども、今そういうレベルではなく、動こうとしている状況がございまして、どこまで東京都立図書館として電子書籍サービスに取り組むかというのがわからない。そこで、先ほど申し上げたように材料が欲しいんですけども、簡単に言うと、どういうふうにお考えでしょうかという質問をさせていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

【サービス部長】 電子書籍は、ただいま岸田先生がおっしゃいましたように、現在は館内利用限定という形で実施しているわけですけども、将来的にはウェブを活用した電子書籍による情報提供ということも視野に入れて事業展開を考えていきたいと思っております。

ただ、電子書籍に関して言いますと、今コンテンツがそれほど充実していないという状況もありまして、特に児童・青少年関係についてはまだまだこれからなのかなというところがございまして。ただ、一方で、今、出版業界のほうでも電子書籍を1つ突破口にしてこれから拡充していこうという動きもありますので、そういった流れの中で児童・青少年向けの電子書籍、あるいは学習教材等もこれからふえてくるのかなと。そこら辺は都立図書館としても反映した形で、電子書籍に関する事業を進めてまいりたいというふうには考えてございます。

【岸田副議長】 児童・青少年向けの現状はおっしゃるとおりなんですけれども、それはそれとして、例えば洋書等は先行しているわけですし、コンテンツは契約さえすればそれなりのものが手に入る状況になっているんですが、そこら辺はどういうふうにお考えなんですか。

【サービス部長】 確かに洋書の関係は、アメリカの業者等が日本にもかなり入ってきているような状況がありまして、今現在、そういった事業者からも当館にいろいろ働きか

けがございますけれども、今後どういうふうにご利用していくかというのはまた今後の検討なのかなと考えてございます。

【岸田副議長】 そうすると、提言の中である程度触れても構わないと。余り現実とか離れた提言をしても意味がないと思いますので、書きぶりでどこまで書くかというのはあるんですけれども、ちょっとそこら辺、どこまで書けばいいのかというのが……。

それから、おっしゃるとおり、まだ日本はコンテンツが不足していますので、ちょっと絵に描いたもちというのか、飛躍しているのかもしれないんですけれども、例えば帝京大高校の生徒さんが都立図書館にそれなりの登録をして、ID・パスワードを発行してもらって、自宅から東京都立図書館が提供するコンテンツを電子書籍の形で借りられるというのはあり得るんでしょうかね。今、実際に貸し出しはしていないわけなので、そこら辺の印刷物と電子書籍とで対応が違うという話にもなりますし、そこら辺が特殊と言うと失礼ですが、国会図書館や都立図書館はそういう意味ではちょっと特殊なので、書き方で気をつけなきゃいけないなと思っていて、そういう話なんです。

【サービス部長】 まさに今岸田先生がおっしゃったとおり、貸し出しをしていない図書館でございますので、そこら辺のウェブの利用についても、従来の紙ベースの貸し出しをしていないというあたりの理屈をどう整合性をつけるのか。今、そこら辺も含めて検討はしている状況でございますので、提言の中での書きぶりについては少しご相談させていただければなとは思っています。

【岸田副議長】 多分、都立高校はそういうサービスを受けたほうが喜ぶのではないかと個人的には思っております。ちょっと提言と離れてしまうんですけれども、先ほどから申し上げているように、書きぶり、書き方が具体的に自分の中でイメージできないので質問させていただいたということです。すみません、時間をとらせてまして。

【資料管理課長】 今現在、私どもが考えている電子書籍サービスというのは、あくまでも民間のサービスを活用するというのを考えております。なので、例えば今、岸田副議長からおっしゃっていただきました、40人とか50人規模の全学生さん対象にという形で公開することも場合によっては可能なんですけれども、ただ、物によっては出版業界のほうでそういうコンテンツを提供していない場合もあるんですね。要はアクセス数がかなり限定された数になっておりまして、物によっては40、50と書いてあるものもありますけれども、そういうものを積極的にうちがどのぐらい購入するかというのは、今後の読書活動とか、そういうものとの兼ね合いで見通していきたいとは思っております。

なので、先ほど来、部長から申し上げておりますように、その辺の言及の仕方というものにつきましては、ぜひとも我々のほうと調整をさせていただければなと思っているところでございます。以上です。

【岸田副議長】 自分で言い出して申しわけないんですけども、随分突拍子もないことを申し上げたので。提供対象の集団が大きすぎるので、一体幾らになるかというところと非常に無理なような気もするので。ちょっとそういうことも作業部会で考えているということで、余りにも書きすぎている場合には、次回等、検討の機会がありますので、だめだとか、言っていただければと思います。

【近藤議長】 ありがとうございます。作業部会と同時に事務局と連携、協力し合って提言をまとめていただければと思っています。

【坂倉委員】 でも、今の中で見たら、ウェブを活用した資料紹介（利用者向け）と調べ学習に対するコンテンツの公開の拡充ですから、岸田先生はこれでは物足りないのかもしれないけれども、このくらいだったら、私は特に後ろを期待していますし、これくらいで問題ないんじゃないかと思います。

【岸田副議長】 了解しました。

【近藤議長】 さらにこれを膨らませていくことがあるでしょうから、その段階でもさらに連携していただければと思っています。ありがとうございます。

それでは次に、最後になりますが、骨子の4、広報の必要性についての部分でございます。

齊藤委員、ここはご意見があったら……。

【齊藤委員】 広報の話を取り上げるという話は最初から出ていました。ただ、広報を独立して取り上げるような形で話が始まりましたので、そこは少し調整しまして、やはりいろいろな活動がまずあって、それを適切に伝えるのが広報だから、骨子の別のところに単独で広報活動のことを書くのではなくて、活動を全部踏まえた上で、それらを伝えるために有効な広報活動はどうあるべきかという、そのような位置づけに変えたという経緯があります。

【近藤議長】 今の齊藤委員のご意見も含めまして、いかがでしょうか。

【岸田副議長】 これは、最初のころに坂倉委員がご指摘したことなんですけれども、どう書けばいいんでしょうかね。すなわち、都立図書館がかなりサービスをしているにもかかわらず、現場の教員の方、教諭の方が十分に認識していないのではないかというよう

なお話をされたと理解しているんですけども、どう書けばいいのか、広報でいいのかという気も……。

【坂倉委員】 これでもいいと思いますよ。これだけでも大変だと思いますよ。今、図書館メールマガジンみたいな形で、私もとっていますけれども、出している。あとは、一番初めにあったように、いろんな子供たち向けとかつくっていますけれども、その辺を余り出していないわけで、それをここに書いてあるような対象別に広報していくというのはきっと担当の方は大変だと思うので、このくらい書いておくだけでも、やっていることを売り込んでいくという姿勢ではすごくいいと思いますので、このくらいでいいと思うんです。現実は大変かなと思いますけれども、ぜひ期待したいと思います。

【岸田副議長】 わかりました。

【近藤議長】 事務局のほう、何かございますか。

【企画経営課長】 いえ、頑張りたいと思います。

【近藤議長】 以上、提言の骨子、または構成についてお話をさせていただきましたが、全体を通してございますでしょうか。

【星野委員】 この短い間に作業部会の皆様で、よくあれだけのお話し合いをまとめていただいたなと思っております。本当に多方面から網羅していただいて、すごいなと、感動しました。ありがとうございます。

【近藤議長】 ありがとうございます。

原田委員、特にご意見等、きょうはお声がありませんが。

【原田委員】 ちょっと戻ってしまうんですけども、「提言骨子」の中でインターネット、3番ですね。この後半部分がちょっと驚いたというか、なかなか大変なことを提言するんだなと思って。「デジタルデバイド解消」と書いてあったんですけども、これが後半の3ページ目の骨子3のほうで特に触れられていないんですけども、これからこれについて提言のほうに具体的に何か書かれるのでしょうか。

【岸田副議長】 いえ、おっしゃるとおり後ろとすり合っていないくて、先ほど電子書籍について確認させていただいたんですけども。もう一回、具体的に……。

【原田委員】 1ページの3の後半部分、「また同時に」以降で、「デジタルデバイド解消のための方策」というのはなかなか図書館でやるのは難しいんじゃないかと思っていて、我々のところでもいろいろなことはやっているんですけども、どちらかというとなら図書館は市場よりも後追いになるし、そういった意味で言うと、これをどうやって展開し

て、後ろの3ページ目の提言の中で骨子3のところに入れ込んでいくのかなというのがちょっとここで見えなかったの。ここに入れられるわけですね。

【岸田副議長】 ご指摘のとおりでして、作業部会でこの具体的なところはまだ詰めてはいない状況なんです。

確認しようと思っていたんですけども、東京都さんのほうでは、公的な施設の中にW i - F i の提供はされないんですね。しないんですね。

【総務課長】 W i - F i に関しては、総務局というところで全庁的に所管しています。今までの方針はW i - F i は原則強化しないということだったんですけども、今、当館で総務局のほうと鋭意協議している最中でございます。というのは、2020年に向けて東京都の長期計画、中間のまとめを出しましたけれども、その中で外国人観光客、来訪者に対するサービスを上げていくということで、当館においても無料のW i - F i を入れたい。今現在も携帯のキャリアを使った疑似W i - F i は入っているんですね。ソフトバンクだとか、NTTだとかは使えます。ただ、外国人の方が必ずしもドコモだとかソフトバンクに入っているわけではない方もお見えになりますので、完全な無料W i - F i を入れたいということで今協議を行っている最中でございます。

【岸田副議長】 なかなかオープンなW i - F i はセキュリティの面でも厳しいと聞いておりますので、難しいかもしれないんですけども、そうすると、そこら辺は書けるということですね。

あと、インターネット端末の提供というのは、区市町村レベルだと普通だと思うんですけども、都立図書館はどうなっているんですか。

【資料管理課長】 オンラインデータベースの……。

【岸田副議長】 いや、じゃなくて。

【企画経営課長】 インターネットが検索できる端末ということですね。

【岸田副議長】 はい。

【企画経営課長】 今、閲覧室で提供はしております。

【岸田副議長】 館内で申し込むと、何分間か使えるという形ですか。

【企画経営課長】 そうですね。いろいろなパターンがあるんですが、決められたサイトしか見られない端末とか、あと比較的自由に見られる端末とか。

【岸田副議長】 でも、やっぱり両方ともフィルタリングはかかっているんですね。

【企画経営課長】 そうですね。フィルタリングをかけていますね。

【岸田副議長】 そこはしようがないでしょうね。それも論争はありますけれども。わかりました。

というようなところで書くしか具体的に私のほうはイメージがなくて、作業部会でまだ詰めてはいないんですが、恐らく今現実になさっているそのサービスと、あとオリンピックもあるので、Wi-Fiをどうするかというのは検討すべきである的な書きぶりになると思いますが、そういうのを入れたいと考えております。

【原田委員】 デジタルデバインドというと、世界的な南北の世界の格差とかいったものと、あとは障害者の方のデジタルデバインドとか、そういったイメージを持っていましたもので。例えば読み上げのソフトとかありますけれども、テキスト化をしないと読み上げができないということがあるんです。そういった障害者サービス、デジタルデバインドが実際にある人たちにサービスを展開していくということで、Wi-Fiを入れるというのは比較的どんどんみんな先行してやっているの、その事例を見てやっていけばいいと思うんですけれども、例えばお客さんが持ち込むデバイスは今館内では使えないですよ。コンピュータを持ち込んで使えますか。

【総務課長】 使えます。

【原田委員】 可能ですか。それでネットワークにはつながるんですか。中のネットワークにはつながらないですよ。

【総務課長】 先ほど申し上げたとおり、NTTだとかソフトバンクを通じて、全部外の世界とつながるようになっています。

【原田委員】 閲覧室はもう全くフリーで、PCを持ち込んで使える状態になっているんですか。

【サービス部長】 そうですね。各フロア、PC持ち込みが可能な席があります。

【原田委員】 ああ、席があるということで。わかりました。

【岸田副議長】 今のお話の中で、障害者の話というのはどうして聞いたんですか。文言として入っていませんでしたか。

【企画経営課長】 デジタルデバインドのところではないんですが、1つの課題としてありました。障害を持った子供とか、外国語を母語とする子供に対するサービスの拡充というのがございました。

【岸田副議長】 すみません。前回の参考には文言として入っていて、今のご指摘で気づくという情けなさなんですけれども、抜けていますね。参考資料1の2枚目の4のとこ

ろに「障害のある子供や外国籍の子供などにも等しく機会を提供する」というのがあって、それを盛り込まなければいけなかったんですが。

【近藤議長】 それでは、そこを盛り込むということによろしいですか。

【岸田副議長】 そうですね。はい。

【坂倉委員】 1番のところの直接的なサービスの展開のあたりで、ちょっと苦しいかもしれませんが、具体例として読書会なんかが出てくるわけですから、その辺のところ、例えば視覚障害者の方への読み聞かせサービスみたいな形に入れるとか。区市町村でやっていることなんですけれども、そのあたりが入ってくるとか。

【岸田副議長】 ありがとうございます。じゃ、その形で作業部会のほうで追加をさせていただいて。それはそれとして、おっしゃるとおり、ちょっとデジタルデバイドの言葉の使い方は気をつけることにいたします。具体的な方策と提言骨子で書かれているキーワードとが乖離してはまずいので、そのデジタルデバイドについては今ご指摘いただきましたので、注意して書いてみます。

【近藤議長】 ありがとうございます。

冒頭でお話ししましたように、内容についてはきょうがこれで最後でございますので、何かほかにございましたら伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【企画経営課長】 障害を持った子供と外国語を母語とする子供の件なんですけれども、事務局としましても、1番の直接的なサービスの部分以外に、いわゆる先進的な事例ということで、なかなか区市町村が取り組めない、取り組みにくい課題ということで研究分野という形でも捉えているつもりでございますので、そういった形でお書きいただくとありがたいなと思っております。

【近藤議長】 それでは、ほかによろしいでしょうか。

それでは、少し時間が早く終わってしまいましたが、ここで司会を事務局のほうにお返ししたいと思います。

【企画経営課長】 近藤議長、岸田副議長を初め委員の皆様、本日はありがとうございました。

次回、先ほど申し上げましたとおり、12月中で次回の協議会を予定しております。それまでまた作業部会の先生方にはご足労いただきますが、どうぞよろしくお願いいたします。

少し時間をおくれて、冒頭ご案内させていただきました展示会場のご案内もさせてい

ただきたいと思います。よろしければぜひごらんください。通常、なかなかごらんいただけない重要文化財の展示が今回はございますので、この機会にぜひと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

午後2時47分閉会